

ヤマザキ動物看護大学及びヤマザキ動物看護大学大学院
FD・SD における基本方針

令和 8（2026）年 4 月 1 日制定

ヤマザキ動物看護大学及びヤマザキ動物看護大学大学院（以下、「本学」という。）は、本学の理念・目的等を達成するため、教員の教育・研究活動の充実を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）、及び教職員の大学運営に係る能力・資質の向上のためのスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施に関する方針を以下のとおり定める。

1. 実施方針

本学は、教育・研究・社会貢献の質的向上を持続的に実現するため、教職員一人ひとりの能力開発を組織的・体系的に推進する。

そのために、FD・SD を大学運営の基盤として位置づけ、学修者本位の教育の実現と大学のガバナンス強化に資する取組を展開する。

2. 実施体制

FD 委員会及び SD 委員会が企画・実施・検証を行い、全学的に FD・SD 活動を推進する体制を構築する。

3. 対象者

FD・SD の対象は、原則として以下のとおりとする。

FD：本学の教員

SD：本学の教員及び職員

4. 自己点検・評価

FD・SD 活動に関する自己点検・評価は、FD 委員会及び SD 委員会において実施し、自己点検・評価委員会に報告する。

以上